

生徒心得

よりよい学校生活を送るため、
生徒心得をはじめとして、
諸規定、生徒会の申し合わせ
事項等を確実に守ること。

登下校のきまり

1. 正しく美しい服装で登校しよう!
 - (1) 定められた服装規定にしたがって
標準服を正しく着用して登校すること。
 - (2) 休暇中に登校する場合や一旦
帰宅し再び登校する場合も
必ず標準服を着用すること。
 - (3) 何らかの理由で標準服の着用が
できない場合は学級担任に申し出ること。

2. 品位のある通学態度を示そう

(1) 自転車通学を禁止する。

(休日や休暇中の部活動や学習会・懇談への参加の場合も同様に禁止する。)

(2) 足のけが等で自転車通学の必要が生じた場合には学級担任に申し出る
こと。

(3) 登下校中に寄り道したり、
飲食店に立ち寄りたり、
買い食いをしたりしないこと。

(4) 右側通行を励行し、
多勢が道路いっぱいになって
歩かないこと。

学校生活のきまり

1. 基本的な生活習慣を身につけよう。

(1) 始業時間・下校時間を厳守すること。

・登校時間…8時より8時25分まで

・始業時刻…8時30分…遅刻チェック

この時間に自分の教室に入室していない者は「欠席」「遅刻」扱いとする。

下校時間…4時までに下校すること。

(2) 遅刻・欠席の場合は、8時～8時30分までに保護者が学校(TEL 06-6976-0316～7)に連絡し、学年、組、氏名、遅刻・欠席の理由をはっきり伝えてもらうこと。

(3) 各時限の始業のチャイムで全員が着席して、学習の態勢を整えること。また、授業の始めと終わりのあいさつは確実に励行し真剣に学習に取り組むこと。

(4) 授業中や休憩時および昼食時に校外に出ることは禁止する。登校後に外出の必要が生じた場合には、学級担任に生徒手帳に記入してもらって外出し、帰校後すぐに学級担任に連絡すること。

(5) 何らかの理由で早退したい場合は、学級担任に連絡すること。

2. さわやかな学校を創造しよう。

- (1) 全校集会をはじめとして、すべての集合解散は静かに敏速に行うこと。
- (2) 学校に必要な物は忘れずに持ってくること。
- (3) 学習に必要な物や unnecessary 金銭を学校に持たないこと。 (例: マンガ, 化粧品, 雑誌類, ゲーム類, 携帯電話, 時計, アクセサリー等)

(4) 休憩時、昼食時、放課後など、
校舎内外で危険な遊びや他の
迷惑になる行為はしないこと。

(5) 校舎、校具は大切に使用し、破損したり
汚したり、しないようにすること。





3. その他

- (1) 教室内に貴重品や、私物類を置き残すことのないように注意し教室の施錠は日直が確実に実行すること。
- (2) 学年のボールの使用は昼休みのみ認める。学級のボールの貸し出しと使用は必ず許可を得ること。また、バレーボールは絶対に蹴ってはならない。
- (3) 昼食は給食(3学年)
- (4) 行事等の関係で昼食が必要な場合、昼食を買うための校外への外出は禁止。弁当を持ってくるかまたは買って持ってくること。(ゴミは持ち帰る)
- (5) 昼食用で缶やビン、ペットボトルにはいたジュース類を買って登校してはならない。
- (6) 中学生らしい正しい言葉を使い、人の心を傷つけるような言動は絶対にないこと。
- (7) 定期テスト及び実力課題テストは週間前からテスト終了後まで職員室への入室は禁止する。
- (8) 友人間での金銭の貸し借りや物品の売買は一切しないこと。
- (9) 夏季のエアコン、扇風機、冬季のエアコン、ストーブを使用する場合は「使用のルール」を確実に守り、正しく使用すること。

校外生活のきまり

- (1) 社会道徳を守り、他人に迷惑をおよぼすような言動は絶対に慎むこと。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。

その他の決まり

- (1) 生徒手帳(在学証明書)は常に携行すること。もしも破損や紛失したら担任に申し出ること。
- (2) 学生割引証の発行は学級担任に申し出ること。
- (3) 学校から家庭への連絡事項は必ずその日のうち確実に伝えること。
- (4) 各種の提出物は指定された期日・期限を守り確実に提出すること。

※1 担任とは学級担任のことである。

生徒会 部活動規定



生活指導部(R5.4.1)



1 部活動は特別教育活動の一環として、学校
教育の目的達成の為に設置されており、運動部
と文化部が設けられている。



2 設置部は以下の通りである。



文化部



美術、茶道、吹奏楽、家庭科、英語、文芸



運動部

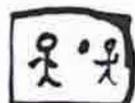


野球、バレーボール、卓球、サッカー、ラグビー、
バスケットボール、ソフトボール

ABC



注 生徒は一つの部にのみ属することを原則とする。



3 活動について

朝の活動



(1) 8時15分には活動を終了し、8時25分には入室する。

(教室に居ない場合は朝早く登校しても遅刻扱いとなる)



(2) 朝の活動はあくまでも自由参加とし、参加の強制をしてはならない。

朝の活動に参加したために、欠課者や早退者が出た部は、
ただちに活動を中止する。



(3) 朝の活動時の服装も運動部は未見定の体操服もしくは
ユニホームとする。(朝の活動のある日に限って体操服かユニホームで
登校してもよい)

(4) 体育館・格技場・特別教室を使用する部は顧問から直接金銭を受け取り使用後の方金銭は必ず確認すること。

(5) 顧問又は顧問代理の先生が居ない場合は活動を中止すること

方言果後の活動力

(1) 活動力開始は原則として15:40とする。活動力終了後はすみやかに下校すること。活動力終了時間は18:30までとする。但し、2月~11月までは18:00とする。

(2) 体育館・格技場・特別教室を使用する部は顧問から直接金銭を受け取り使用後の方金銭は必ず確認すること。

(3) 定其月テスト一週間前及び職員会議などの場合は活動力を中止する。

(ただし公式試合一週間前は活動力を認める)

(4) 学本校行事などの理由で顧問が監督できないと判断した場合又は顧問不在の時は原則として活動力(ミーティングを含む)を中止する。

(ただし顧問代理の先生が居る場合には活動力を認める)

(5) 活動力時の月服装は部指定の服装とする。

(6) 部活動力理由に学級や生徒会での仕事をたろそかにしてはならない

(7) 一旦帰宅し、活動力のために登校する場合も自転車で登校してはいけない。

(8) 活動前や活動力終了後、本校舎内外でパンやジュースを食欠み食ししない。

その他

(1) 本活動力規定に違反して生活指導部が好ましくないと判断した場合には、当面の間一切の活動力を停止する。

(2) 活動力日以外の部加入者は一般生徒と同様に完全下校すること。



服装頭髪規定

3年後の進路活動においても適切なものを、
中学校生活における身だしなみの基準としている。

1. 頭髪 - 清潔さを保ち、学習活動しやすい髪型にする。
(短髪の場合) ①眉の上 ②耳にかからない ③襟にかからない

(長髪の場合)

④目にふれないようにする。前髪をとめる(くる)場合は
とめた髪が立たないようにアメホンでとめる。

⑤髪をくる場合は後頭部よりも下でくる。

※肩に髪の毛がかかる場合はくくること。

※髪止めはゴム(黒・紺・茶)とアメホン(黒)とする。

※特に病気、怪我等に基づく理由以外の
加工、並びに装飾は認めない。

2. 服装 - 標準服認証マークの入った標準服を着用する。
標準服の下には下着を着用する(白・黒・紺・茶・灰色)

学生服 ⑥冬期 上衣は指定の詰襟(カラーを付ける)又は
ラウンドカラー、中には白色のカットシャツを着用。

⑦夏期 上衣は白色の半袖開襟シャツを着用。

※ズボンは長ズボン裾折り返し付。必ず名札を付ける。

セーラー服 **冬期** 上衣は長袖セーラー型を着用し、白色の襟カバーとネクタイを付ける。

夏期 上衣は半袖セーラー型を着用し、ネクタイを

※冬期、夏期ともにスカートはヒダスカートを着用。 付ける。

ブレザー **冬期** 上衣は指定のブレザー、中に白色の指定カッターシャツとネクタイを着用する。

夏期 上衣は紺色の指定ポロシャツを着用。

・ズボンは指定のストレッチ裾折り返し付、スカートはヒダスカートを着用。

※防寒用のセーターは学校指定(灰色・紺色)のものに限る。

※変形服の着用や標準服を極端に着崩した状態(ズボンを下げる、スカートを短く巻き上げるなど)は認めない。

※下着、防寒用として着用するインナーウェアなどは標準服の外に出したり、襟もとから見せないようにすること。

※ウィンドブレーカー(学校指定)及びマフラー、手袋の着用は登下校時のみ認める。

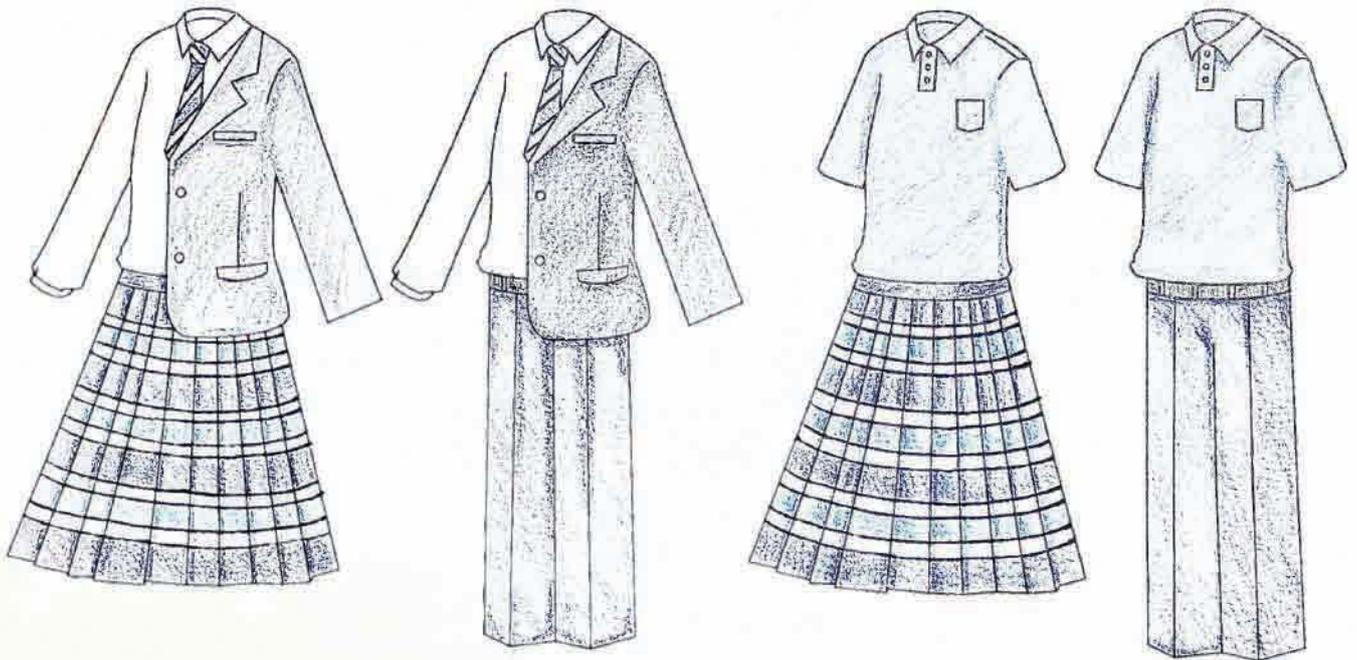
3. その他

- 学生服とセーラー服の名札は左胸の台布につける。
- ブレザーの名札は左胸にクリップでつける。
- 生徒手帳は必ず左胸ポケットに所持すること。
- 靴下は白のスクールソックスのみ。(ワニポイントは可)

- 通学カバンは本校指定の布製バッグ(布製リュック)かサブバッグを必ず使用すること。
- カバンや名札に落書などをしない。
- 冬期にストッキングをはく場合はバーユの無地のものとする。

※ 靴化について

- ・ 白または、白を基調とするローカットシューズのみ。ハイカットの靴化は認めない。
- ・ 靴化ひもは白。
- ・ 運動部活動で使用するものについては、クラブのルールに従うこと。



3. その他

- ・学生服とセーラー服の名札は左胸の台布につける。
- ・ブレザーの名札は左胸にクリップでつける。
- ・生徒手帳は必ず左胸ポケットに所持すること。
- ・靴化下(ソックス)は白を基調のもの(スクールソックス)をはくこと。
- ・通学カバンは本校指定の布製バッグ(布製リュック)かサブバッグを必ず使用すること。
- ・カバンや名札に落書きなどをしない。
- ・冬其月にストッキングをはく場合はベージュの無地のものとする。

※靴化下について

白のスクールソックスのみ。(ワンポイントは可)

※ 靴化について

白または、白を基調とするローカット
シューズのみ。ハイカットは言忍めない。
靴化ひもは白のみ。

運動部活動で使用するものについて
は、部活動のルールに従うこと。

※ 委細別途定める。